

事例6 日本ゲームカード(株)及び(株)ジョイコシステムズによる経営統合

第1 本件の概要

本件は、遊技機用プリペイドカードシステム事業を営む日本ゲームカード株式会社（以下「NGC」という。）と、同事業を営む株式会社ジョイコシステムズ（以下「ジョイコ」という。）が、共同株式移転により持株会社を設立し経営統合するものである。関係法条は独占禁止法第15条の3である。

第2 一定の取引分野

1 商品範囲

遊技機用プリペイドカードシステムは、遊技者がパチンコ遊技機及び回胴式遊技機（パチスロ）において遊技を行う際に、プリペイドカード（現在は主にICカード）を用いることにより、当該プリペイドカードに記録された情報からパチンコホール等（注）の売上げを管理するシステムである。

当該システムは、プリペイドカード式台間玉貸機又は台間メダル貸機を含む各種機器、売上管理のためのコンピュータ等によって構成されているところ、遊技機用プリペイドカードシステムメーカー（以下「システムメーカー」という。）は、ユーザーの希望に応じて必要となる機器を組み合わせ、遊技機用プリペイドカードシステムとして販売している。

また、当該システムには、プリペイドカードの発行主体の違いにより、「第三者発行型」と「自家発行型」の2種類がある。「第三者発行型」は、プリペイドカードの発行主体がシステムメーカーであるため、パチンコホール等の倒産があった場合でも、法律により遊技者が保有するプリペイドカードの残高が保護されるが、「自家発行型」は、プリペイドカードの発行主体がパチンコホール等であるため、パチンコホール等の倒産があった場合には、遊技者が保有するプリペイドカードの残高は多くの場合保護されない。また、パチンコホール等の売上げの管理については透明化が求められているところ、「第三者発行型」は、システムメーカーとパチンコホール等との間で遊技者の消費額を決済する必要があることから、「自家発行型」と比べて、パチンコホール等の売上げの透明性が高い。

これらの違いはあるものの、ユーザーであるパチンコホール等にとって、遊技機用プリペイドカードシステムとしては同一であり、代替性がある。

以上のことから、「遊技機用プリペイドカードシステム」を商品範囲として画定した。

（注）「パチンコホール等」とは、パチンコ遊技機設置店（パチンコ専門店及びパチンコ遊技機及びパチスロ機併設店）及びパチスロ専門店をいう。

2 地理的範囲

システムメーカーは日本全国で事業を行っており、ユーザーであるパチンコホール等は日本国内のシステムメーカーから調達していることから、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

第3 本件行為が競争に与える影響

1 市場シェア

(1) 市場シェアの算出方法

システムメーカーは、自社のシステムをパチンコホール等に導入し、当該システムの使用料を継続して支払ってもらうことにより、恒常的に収入を得ることが可能となる。システムメーカーは、当該システムを導入したパチンコホール等の店舗数により、他社との競争状況を把握している状況にある。このため、市場シェアについては、当該システムの導入店舗数を基に算定することが適当であると考えられる。

(2) 市場シェア

平成21年度における遊技機用プリペイドカードシステムの国内市場規模は、導入店舗数で見ると約11,000店、パチンコホール等全店舗数に対する遊技機用プリペイドカードシステム導入店舗数の割合は、約85%となっている。

本件行為により、当事会社の合算市場シェア・順位は約50%・第1位となる。また、本件行為後のHHIは約3,400、HHIの増分は約800であり、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

順位	会社名	市場シェア
1	NGC	約40%
4	ジョイコ	約10%
(1)	当事会社合算	約50%

2 競争事業者の状況

市場シェアが10%を超える有力な競争事業者が複数存在する。

また、システムメーカーは、自社のシステムを導入しているパチンコホール等の売上高データを、データ管理を行う通信センターのサーバーによって処理しているところ、それほど時間とコストを掛けなくとも、更にデータを処理するためのサーバーを増強できる。したがって、競争事業者の供給余力は十分存在すると認められる。

さらに、過去１０年間の市場シェア推移をみると、後発である自家発行型のカードメーカーの参入により、先発である第三者発行型のシステムメーカー（現在はN G Cのみ。）は、年々市場シェアを奪われており、今後もこのような傾向は続くものと考えられる。

３ 参入

参入に当たっての制度上の障壁はなく、実態面においても、参入のために必要な資本量も小さい。また、参入する可能性がある事業者が複数存在する。

したがって、参入圧力が一定程度存在するものと認められる。

４ 需要者からの競争圧力

遊技機用プリペイドカードシステムに大きな品質差は無いことから、ユーザーであるパチンコホール等は、導入する遊技機用プリペイドカードシステムの変更が容易であり、新装開店時や高性能機種への入替時等に応じて、導入するシステムを見直している状況にある。

したがって、需要者からの競争圧力が存在するものと認められる。

５ 独占禁止法上の評価

前記の状況に鑑みれば、本件行為により、当事会社の単独行動又は当事会社と他の競争事業者との協調的行動によって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

第４ 結論

以上の状況から、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。